

おかやま県産品輸出拡大促進事業（海外展示商談会）

「VIETNAM FOOD EXPO 2026」

岡山県ブース 出展者 募集要項

1 目 的

優れた加工食品・飲料等を有し、海外への販路開拓を目指す県内中小企業者等に対して販路開拓の場を提供するため、本展示会に岡山県ブースを設置し、東南アジア地域への販路開拓を支援します。

2 募集事業の概要

（１）「VIETNAM FOOD EXPO 2026」の概要

- ・会期 令和8年11月11日（水）～14日（土）9：00～17：00
- ・会場 サイゴンエキシビジョンコンベンションセンター（ベトナム・ホーチミン）
- ・WEB <https://foodexpo.vn/en/index.php>

（２）岡山県ブースの概要（予定）

- ・小間数 3小間（約27㎡）
- ・募集数 10社程度 ※商品は計30品程度
- ・対象商品 食品
常温保管、輸送できること（飲料等、利用時に冷却、加温するものは可）
申込時点における開催国での輸入許可は不要です。（サンプル品扱い）
その他、詳細は「5 商品について」を参照ください。
- ・負担金 50,000円程度 ※変動する場合があります。
- ・その他 商品のみを出展する形式です。
人員の参加は任意です。（共同スペースでの参加となります。）
会場での商談は、当財団の委託事業者が行います。
商品の輸送（国内指定地から会場まで）は、一括して実施する予定です。

3 応募資格

優れた加工食品・飲料等を有し、積極的に海外への販路開拓を目指す中小企業者等（※1）で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- （1）岡山県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- （2）県税を滞納していないこと。
- （3）暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者、いずれでもないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 出展者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (6) 食品表示法、食品衛生法、J A S 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、医薬品医療機器等法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及び J I S 規格（日本工業規格）等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- (7) 厚生労働省が掲げる HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。（※2）
- (8) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (9) 各種保険等に参加する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。

※1「中小企業者等」：中小企業支援法（昭和 38 年 7 月 15 日法律第 147 号）第 2 条に規定する中小企業者、任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）を対象とする。

※2「HACCP について」：今後、支援事業の申込時に HACCP に沿った衛生管理の内容が確認できる「衛生管理計画」及び「記録簿」等の提出を求める場合があります。

＜HACCP に沿った衛生管理の制度化について（厚生労働省）＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

※HACCP について不明な点等あれば、財団までご連絡ください。

4 応募方法

(1) 提出書類

① 申込書

② F C P 展示会・商談会シート（輸出（日本語）版）※出展を希望する商品分

③ 会社概要（会社パンフレット可）

- ・①、②は、公益財団法人岡山県産業振興財団HPからダウンロードしてください。

【URL】 https://www.optic.or.jp/event/event_detail/index/12986.html

- ・提出された申込書類及び添付書類などは、返却いたしません。
- ・応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・採択後、岡山県税の滞納がないことを証明する完納証明書（原本）の提出が必要です。
- ・追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 提出方法

Eメール

(3) 提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課

Eメール：shinfo@optic.or.jp

(4) 応募期間

令和 8 年 7 月 28 日（火）から 8 月 18 日（火）17 時必着

5 商品について

(1) 対象商品

常温下で保管及び輸送ができること。(飲料等、利用時に冷却、加温するものは可)
開催国の制度上、輸入可能であること。

(2) 出展できない商品

- ・冷蔵、又は冷凍による輸送が必要な商品
- ・検疫対象品、及び開催国への持込み自体に特別な許可が必要な商品
- ・輸送方法（航空便）に適さない商品（気圧変動等による容器の変形などの恐れ）

(3) 輸送

- ・国内指定地（予定：関西地方）までの輸送に係る費用は、各自ご負担願います。
- ・輸送（国内指定地から会場まで）は、航空便（常温）で一括して実施する予定です。
本輸送に係る出展者の負担はありません。
- ・事前に指定された内容（数量、期日及び梱包方法等）は厳守してください。指定内容と異なる場合、輸送できない場合があります。
- ・上記の一括輸送ができない（希望しない）場合、会場までの輸送は同出展者の責任で手配を願います。
- ・会期終了後、残った商品は処分致します。返送等を希望する場合は、希望者の責任において手配を願います。

6 選考について

- (1) 書類審査の上、出展者を決定します。(必要に応じて調査を行う場合があります。)
- (2) 審査の結果（不採択の理由等）に関する問合せには、応じかねますので、予めご了承ください。

7 注意事項

- (1) 出展者には事後アンケートをお願いします。
- (2) 出展者は安全かつ円滑な事業実施のため、事務局の指示には必ず従ってください。
- (3) 岡山県ブース内の商品配置等は、事務局側で決定します。ご了承ください。
- (4) 提供された商品は、原則として返却できません。返却を希望する場合は、各自の責任で手配ください。
- (5) 商標、特別なノウハウ等の知的財産や秘密事項については、出展者自身で予め法的保護を行うなどの対応をお願いします。
- (6) 出展決定後に出展を辞退した場合、負担金は返金できません。

8 実施主体

岡山県、公益財団法人岡山県産業振興財団

9 申し込み先・問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課（衛藤、檜村）
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301（テクノサポート岡山）
電話：086-286-9677 FAX：086-286-9691 Eメール：shinfo@optic.or.jp

この事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています。